

「鹿ノ台自治連合会ホームページ」運用規程

平成31年（2019年）1月27日

鹿ノ台ホームページ委員会

第1条（趣旨）

この規程は、鹿ノ台自治連合会会則第4条9号に基づき、「鹿ノ台自治連合会ホームページ」（以下「ホームページ」という。）の企画、制作、公開その他の運営について必要な事項を定める。

第2条（ホームページ開設の目的）

鹿ノ台自治連合会の運営や諸活動の状況などの自治会員への情報提供を行うことにより、情報の共有化を図るとともに、会員間の交流だけでなく、コミュニティーとの交流にも役立つ情報の発信を目的とする。

第3条（委員会）

- 1、ホームページを適切に管理し、円滑に運用するため、「鹿ノ台ホームページ委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2、委員会は、会長、委員長、WEB管理人、委員で構成され、下記の業務を行う。
 - (1) ホームページの管理運用に関すること
 - (2) ホームページの掲載、内容に関すること
 - (3) ホームページのセキュリティに関すること
 - (4) 人権及び個人情報の保護に関すること
 - (5) 知的所有権に関すること
 - (6) その他、ホームページにおける問題解決に関すること
- 3、委員会は、原則、偶数月の第4日曜日の午前を開催する。

議決を要する議事は出席委員の過半数をもって決するものとする。
- 4、会長 委員長以下、各委員の任期は1年とし、再選を妨げない。

- 5、ホームページの企画、制作、公開等に関して、豊富な経験、専門知識・技能を有する有志に、必要に応じてサポーターとして参画を要請することが出来る。
この場合、委員会の推薦又は承認を要するものとする。

第4条（WEB管理人）

- 1、ホームページの適正な管理運用を図るため、ホームページ管理責任者としてWEB管理人を置く。
- 2、WEB管理人はホームページの企画、制作、公開その他の業務を統括する。
各委員はコンテンツの充実と継続を図るため、委員会の責任において協力しなければならない。

第5条（掲載条件の制限等）

- 1、次の各号に掲げる情報は、ホームページに掲載してはならない。
 - (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (3) 人権を侵害し、又はおそれのあるもの
 - (4) 第三者を誹謗中傷、又は第三者に不利益をもたらすもの
 - (5) 公共の福祉に反するもの
 - (6) 児童又は青少年の育成に悪影響を及ぼすおそれのあるもの
 - (7) 特定の政党、宗教活動、又は思想に関するもの
 - (8) もっぱら、営利活動を目的とするもの
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、委員会が掲載できないと判断したもの
- 2、情報を掲載するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1) 氏名と次に掲げる情報を連結させた情報は掲載してはならない。ただし、自治会役員並びに団体役員がその活動を遂行するために必要な連絡先としての住所、電話番号、メールアドレス等は、この限りでない。

- (2) 第三者が作成した文書、写真、画像等を掲載する場合は、当該情報の著作権に留意すること。

第6条（情報の収集・提供）

- 1、ホームページ委員会各委員、サポーターは、自治会並びに地域の各団体、委員会、各クラブ等と連携し、自治会、地域活動における情報の収集に努めるものとする。
- 2、委員会の委員が自治会、地域活動において公開が必要と判断する情報を収集したときは、速やかに、委員会又はWEB管理人に当該情報を提供するものとする。

第7条（情報の公開）

WEB管理人並びに掲載を担当する委員は、ホームページに情報を公開する場合、委員会の承認を受けなければならない。ただし、自治会ニュースその他の定例的な情報、又は別に連合会長、自治会長の承認を受けた情報を公開する場合は、この限りでない。

第8条（規格外事項）

この規程に定めるもののほか、ホームページの管理運用について必要な事項は、当委員会もしくは、自治連合会が別に定める。

附 則 この規程は、平成31年（2019年）1月27日に制定し、同日から施行する。